

青い海と森の音楽祭実行委員会
公立大学法人青森公立大学
連携・協力に関する協定書

青い海と森の音楽祭実行委員会（以下「甲」という。）と公立大学法人青森公立大学（以下「乙」という。）は、地域貢献と音楽を通じたまちづくり・人づくりに寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、頭書の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組む。

- （1）青い海と森の音楽祭の企画・運営に関する事項
- （2）青い海と森の音楽祭の広報・販売促進に関する事項
- （3）青い海と森の音楽祭の施設利用に関する事項
- （4）活動に関する周知・報告書の作成に関する事項
- （5）その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（協議）

第2条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるため、甲及び乙は必要な事項について協議し、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申出がなければ、更に1年間 有効とし、その後も同様に更新するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び 終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前 に相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(この協定にない事項)

第5条 この協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年1月20日

甲 青森県青森市新町2-2-11 東奥日報新町ビル 2F

青い海と森の音楽祭実行委員会

実行委員長

副実行委員長

乙 青森県青森市大字合子沢字山崎 153-4

公立大学法人青森公立大学

理事長

青森公立大学

学長

青い海と森の音楽祭実行委員会と公立大学法人 青森公立大学との連携と協力に関する協定締結式

日時 令和8年1月20日(火)15時00分から

会場 東奥日報新町ビル 2F（青森市新町2-2-11）

1. 開会
2. 協定署名者の紹介
3. 趣旨説明
4. 協定書署名
5. 記念撮影
6. 挨拶
青い海と森の音楽祭実行委員会 実行委員長 塩越 隆雄
公立大学法人青森公立大学 理事長 高坂 幹
7. 質疑応答
8. 閉会

連携と協力に関する協定締結式

1 協定書 署名者(敬称略)

青い海と森の音楽祭実行委員会 実行委員長 塩越 隆雄

(しおこし たかお)

青い海と森の音楽祭実行委員会 副実行委員長 荒谷 達也

(あらや たつや)

公立大学法人青森公立大学 理事長 高坂 幹

(こうさか かん)

青森公立大学 学長 神山 博

(かみやま ひろし)

2 協定の背景と目的

クラシック公演が少ない青森県に本物の音楽を広く届けたいとの思いから、昨年より「青い海と森の音楽祭」が開催され、多くの県民の音楽に対する関心を高めてきたが、第二回目となる本年は、新たに青森公立大学で室内楽演奏会を行い、音楽祭が巻き起こした感動をより深く、幅広く展開していく。

青森公立大学は、学生がこの音楽祭に積極的に参画し、企画や広報から当日運営までを担うことで、主体性やコミュニケーション能力を磨き、課題解決型の学びの場とするため協定を締結し、青い海と森の音楽祭実行委員会と共に音楽によるまちづくりに貢献していく。

3 連携協力事項

- (1) 青い海と森の音楽祭の企画・運営に関する事項
- (2) 青い海と森の音楽祭の広報・販売促進に関する事項
- (3) 青い海と森の音楽祭の施設利用に関する事項
- (4) 活動に関する周知・報告書の作成に関する事項
- (5) その他，必要と認められる事項

4 青い海と森の音楽祭スケジュール（参考）

令和8年10月31日（土）～11月2日（月）

県内6回程度予定 アウトリーチ

11月3日（火・祝）室内楽演奏会：青森公立大学講堂

11月4日（水）～5日（木）

室内楽演奏会：東奥日報新町ビルほか

11月6日（金）

オーケストラコンサート：弘前市民会館

11月7日（土）ファミリーコンサート

：リンクステーションホール青森

11月8日（日）オーケストラコンサート

：リンクステーションホール青森

5 協定書案（別紙のとおり）